

2) 水産生物の増養殖環境に関する調査指導

前河孝志・森田 尚

〔目的〕

水産増養殖業の水質等の環境に係る調査・指導、水産生物の異常斃死に係る原因究明調査および再発防止対策等の指導を行う。

〔方法〕

養殖用水としての適否調査、水産生物の異常斃死調査、水産生物の増養殖に関する環境調査、水質、底質に関する検査、環境に関する指導、研修、その他環境に関するものについて、一般水質検査、有害物質検査、生体残留検査、水処理方法の検討、底質検査、生物影響試験、既往資料調査等を実施し対応した。

〔結果〕

養殖用水としての適否調査：養殖用水の調査および検査を実施し、結果を基に適切な指導を行った〔アユ、マス類養殖等に関するもの9件〕。

水産生物の異常斃死調査：水質および生体残留等の検査を実施し、原因の究明、再発防止対策等の指導を行った〔フナ、コイ、ナマズ、ブラックバス等に関するもの5件〕。

水産生物の増養殖に関する環境調査：既往資料により適切な指導を行った〔イワナの養殖に関するもの2件〕。

水質、底質に関する検査：水質等进行检查し、適切な指導を行った〔河川工事、圃場整備工事、養殖場用水・排水等に関するもの21件〕。

環境に関する指導、研修：既往資料による指導、水質分析研修、水処理方法等について適切な指導、研修等を行った〔河川組合・河川等知識普及講習会、エジプト研修生水質分析研修（1/8～2/26）等23件〕。

その他環境に関するもの：ヨシ帯の水質浄化機能〔琵琶湖研究所セミナー-1件〕。